

くまもと農業・最適化推進運動に係るモデル地区の取組み

農委会名：上天草市農業委員会

1 モデル地区の概要

- (1) 地区名：大矢野南部地区、京ノ島地区
- (2) 地区内の農地面積：37.3ha、16.9ha（基盤整備前）
- (3) モデル地区を担当する農業委員数及び推進委員数
 - ①農業委員数：2人
 - ②推進委員数：2人

2 地区の実態を踏まえた取組みの方向

(大矢野南部地区)

- ・JAを通して行っていた利用権設定を、農地中間管理機構を通したものに移行する。
- ・地権者や耕作者の意向を整理し、地区の現況図を作成する。
- ・遊休農地及び売却希望農地を、規模拡大の意向がある農家とマッチングし、農地中間管理機構を通して集積、集約化を実施する。

(京ノ島地区)

- ・基盤整備事業後の区画の振り分けに伴う、農地中間管理機構の利用促進。
- ・のちの農地整理のため、現況図及び利用権設定状況の一覧を作成。

3 取組みの概要

(大矢野南部地区)

利用権設定の移行は、JAとの契約満了に併せて移行を行うため、令和4年度中は7件中1件のみの移行となったが、令和5年度中にすべて移行完了予定。

(京ノ島地区)

基盤整備後の農地については、全ての農地に農地中間管理機構を通した利用権設定を行うため、賃借料の設定額や、揚水ポンプの電気料などを、事前に関係機関や地権者・耕作者と協議し、8月には利用権設定に係る調印式を行った。



【移行未実施の農地】



【説明会の様子】

4 取組みの成果

(大矢野南部地区)

J A から機構に移行した利用権設定実績 0. 4 h a

(京ノ島地区)

農地中間管理機構を通じた利用権設定実績 17. 4 h a (一時利用地)

5 課題と今後の方針等

(大矢野南部地区)

利用権設定の移行は順調に進めることができたが、地権者や耕作者の意向把握が計画通りに進まなかった。

基盤整備から数十年経過しており、耕作者の引退に伴う耕作者不足や遊休農地の増加が喫緊の課題となることが考えられる。また、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域計画策定に伴う目標地図の素案作成を行うことが法定化されたため、意向把握等については、引き続き関係機関と連携を図りながら進めていきたい。

(京ノ島地区)

関係機関や地権者・耕作者との協議の場で機構集積協力金の活用を提案したことで、農地中間管理機構を通じた利用権設定を円滑に進めることができた。この協力金は、地域計画策定にあたって、地権者・耕作者等の協力意識向上につながる有効な一手だと考えられるため、今後も活用していく。